

	一連番号
--	------

	一連番号
--	------

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用)

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
----------------------------------	-------------

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
----------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

- 1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算（赤字の金額は、△を付けなくて書きます。下の2も同じです。）
- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合には、この欄の記載は要しません。

- 1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算（赤字の金額は、△を付けなくて書きます。下の2も同じです。）
- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑩の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑪の金額）	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑫の金額）	③	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑬の金額）	④	
特定譲渡損失の金額 （①の金額と②+③+④の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑤	

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑩の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑪の金額）	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑫の金額）	③	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑬の金額）	④	
特定譲渡損失の金額 （①の金額と②+③+④の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑤	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年 分 (※1)	④ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	⑤ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※2)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額 (④-⑤)
本年の3年前分 (平成 年)	円	円	
本年の2年前分 (平成 年)			⑥ 円
本年の前年分 (平成 年)			⑦
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑥+⑦)			⑧ 申告書第三表⑧へ

年 分	④ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	⑤ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額 (④-⑤)
本年の3年前分	円	円	
本年の2年前分			⑥ 円
本年の前年分			⑦
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑥+⑦)			⑧ 申告書第三表⑧へ

※1 平成19年分の申告では、「本年の3年前分」は平成16年分、「本年の2年前分」は平成17年分、「本年の前年分」は平成18年分になります。
 ※2 ⑤(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の場合には⑫の金額を限度として、「上場分」の場合には⑬の金額を限度として、④(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

※ ⑤(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の場合には⑫の金額を限度として、「上場分」の場合には⑬の金額を限度として、④(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

- 特例の内容又は記載方法については、税務署又は税務相談室におたずねください。

- 特例の内容又は記載方法については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたずねください。

(平成19年分以降用)